中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	中間期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価方法

時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法。ただし、大型賃貸ビルは定額法、鉱業用構築物・原料地は生産高比例法によっております。（また、平成10年4月1日以降に取得した建物(除く建物附属設備）については定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数については次のとおりであります。

建物	15年	～	47年
構築物	10年	～	75年
機械及び装置	7年	～	15年
その他	4年	～	15年

無形固定資産

鉱業権	生産高比例法
専用側線利用権	定額法
その他	〃
ソフトウェア	社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費　　支出時に全額費用として処理しております。

6. 引当金の計上基準

貸倒引当金　　一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金　　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務年数以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金　　役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

7. リース取引の会計処理

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップ取引について特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。
ヘッジ手段とヘッジ対象	
ヘッジ手段	金利スワップ、通貨スワップ、金利オプション、通貨オプション、為替予約取引
ヘッジ対象	借入金、社債等
ヘッジ方針	借入金、社債の発行等に伴う金利・為替変動等のリスクをヘッジすることを目的としたもの、およびそのヘッジ解消を目的としたものに限るものとしております。
ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ対象及びヘッジ手段について、毎決算期末に個別取引ごとのヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象とヘッジ手段の元本、利率及び期間等の重要な条件が同一である場合には、本検証を省略することとしております。

9. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜き方式によっております。

（追加情報）

1. 金融商品会計

当中間期からその他有価証券のうち時価のあるものの評価の方法について、金融商品会計に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会　平成11年1月22日））を適用しております。この結果、その他有価証券評価差額金4,602百万円、繰延税金負債（固定負債）3,181百万円が計上されております。

2. 自己株式

従来、流動資産のその他に含めておりました自己株式は、当中間期末から資本に対する控除項目として資本の部の末尾に記載しております。

3. その他

当社は平成12年10月に経営再建途上にある韓国の雙龍洋灰工業株式会社（以下、同社という。）への資本参加及び共同経営を行うことを決定し、以下の投資を実行しました。

平成12年10月第三者割当増資引受

当社：普通株式　2,084億8千5百万韓国ウォン（20,000百万円）

当社子会社：優先株式　1,564億2百万韓国ウォン（15,000百万円）

更に当社は平成13年4月に同社の債権金融団との間で金融支援策について合意し、債権金融団による1兆4,000億韓国ウォンの債権の転換社債への振替、他債権の金利引下げ、新規融資等の金融支援策に呼応し、3,000億韓国ウォン(28,337百万円)の転換社債を引受けております。

その後、平成13年10月、当社と同社及び債権金融団は、同社の資本増強を図り同社経営の早期正常化を確実なものとするため、平成13年9月15日施行の企業構造調整促進法（以下、同法という。）を活用し、同社のさらなるリストラを進めることに合意しました。

上記合意を受け、債権金融団は、同法第12条に基づく債権金融機関協議会（以下、協議会という。）において、同社の経営正常化の推進と当社の保有する転換社債3,000億韓国ウォンを含む既存転換社債1兆7,000億韓国ウォンについて株式転換義務付転換社債への条件変更、平成15年9月までの借入金の返済猶予、新規資金2,000億韓国ウォンの支援、新規転換社債1,565億韓国ウォンの引受、金利引下げなどを骨子とする既存債権の金融条件再調整を決定し、平成13年11月、当社と同社及び協議会は同法第15条に基づき、協議会で決定した経営正常化計画を履行するための約定を締結しました。

今後、同社は経営正常化計画の誠実な履行に努め、同法第16条に基づき、四半期毎の約定の履行点検を受けることとなります。

当社としては、海外における戦略的パートナーである同社再建が重要な課題であると認識しており、一層連携を強化してまいります。